

犬猫サークル・わんにゃん's 細則

細則

設立当初の入会金及び会費は、次の額とする。

1 入会金 会員（個人・団体） 0 円

2 年会費 会員（個人・団体）2000 円

（年度途中の入会については年 2000 円を超えない範囲で 200 円×月数）

・入会金および会費は、翌年の入会金および会費が妥当であるか、1 年間の活動の終盤に決算結果に基づき審議する。

・このサークルについての助言、指導を行う顧問の役を、獣医師・獣医学博士である佐藤亮一氏に依頼する。

・このサークルの設立当初の役員スタッフは、次のとおりとする：

代表 花岡まり子、安藤瑞穂

副代表 下地景子

書記 折笠ゆい、安藤瑞穂

会計 小野田久美子、花岡まり子

●本細則に相違ないことを証明します。

犬猫サークル・わんにゃん's 代表 花岡まり子